

平成 25 年度 消防・救助技術の高度化等検討会報告書について（案）

目次（案）

第 1 編 検討の概要

第 1 章 検討の目的と経緯等

第 1 節 検討の目的

第 2 節 主な検討項目

第 3 節 検討の方法

第 4 節 検討の経過

第 2 章 検討内容

第 1 節 N 災害等に関する消防活動対策分科会

第 2 節 救助技術の高度化等分科会

参考資料 海外調査結果

① 海外消防事情調査結果（英国）

② 各国等における RN 災害時の消防活動等ガイドライン比較概要

第 2 編 原子力施設等における消防活動対策マニュアル

第 3 編 化学災害又は生物災害における消防機関が行う活動マニュアル

報告書第1編第2章第1節（検討内容 N分科会部分）（案）

第1節 N災害等に関する消防活動対策分科会

第1 マニュアルの見直し内容

原子力施設等における消防活動対策マニュアルの見直しにあたって、放射線及び放射性物質に対する安全管理の現場活動要領を具体的に記載して災害現場でも使用しやすいよう実用性の向上を図る観点で検討し、主に以下の項目について見直しを行った。

（1）構成

ア 複数のマニュアル類の一本化

原子力施設等における消防活動対策マニュアル（平成13年3月）、原子力施設等における消防活動対策ハンドブック（平成16年3月、平成20年一部改訂）、原子力施設等における除染等消防活動要領（平成17年3月）、原子力施設等における現場指揮本部の設置・運営マニュアル（平成21年12月）を統合して一本化した。

イ 原子力施設／放射性同位元素等取扱施設／輸送等の別の整理統合

原子力施設／放射性同位元素等取扱施設／輸送等の別については、現場活動要領及び事前対策において各々統合した上で、それぞれの特有事項について付記する形とした。

（2）現場活動要領

ア 区域設定、被ばく・汚染管理

国際基準や海外の動向等を参考に、放射線危険区域等の設定基準、より高い空間線量率における配慮、除染場所等の設定要件、除染を要する汚染レベルの目安について見直しや導入をした。

区域設定の手順において、新たに「進入統制ライン」を導入した。

傷病者等の汚染検査・除染措置について、活動隊員とは別に項目を立てるとともに、手順のフローチャートは医学的トリアージを基本としたものに変更した。

イ 被ばく防護スタイル

身体防護レベルと活動環境に応じて防護装備の分類を例示した「原子力施設における消防活動時のスタイル（例）」の内容について、福島原発事故の活動での装備実例等を踏まえ、分類を見直した。

ウ 健康管理

活動後の臨時健診実例等について参考として追記した。

（3）原子力緊急事態関連

原子力緊急事態関連の留意事項として、現場活動要領とは別に項目を設定した。福島原発事故後の原子力災害対策の抜本的見直しを踏まえ、消防機関が把握すべき原子力災害対策の全般的状況と、福島原発事故における消防活動上の教訓等を踏まえ、消防活動上の留意点として整理した。

第2 今後の課題

本検討会におけるマニュアルの見直しの検討の過程において、原子力災害等への対応を消防機関が円滑に、かつ、安全に実施していくためには、次のような課題に着実に取り組んでいくことが必要とされた。

(1) 必要な情報を消防機関が確実に得られる体制の確立

原子力施設の状況が不明で深刻な場合、必要な情報が得られない状況での消防活動は非常に危険であり適切ではない。原子力緊急事態関連の対応については、原子力規制庁を中心とした関係機関の情報共有についてシステムを含めた体制構築が図られてきているところであるが、必要な情報を消防機関が確実に得られる体制の確立を求めていく必要がある。

(2) 医療機関における汚染を伴う傷病者の確実な受け入れ体制の整備

放射性物質の汚染を伴う重傷者等は救命措置を優先するため汚染拡大防止措置のみを行い迅速に医療機関に救急搬送することが原則であるが、医療機関において汚染を伴う傷病者を確実に受入れる体制が整っていない現実があり、搬送前にできる限り除染を行わなければならない活動上の制約が生じうる現状にある。現在、被ばく医療体制の見直しが進められているところであるが、各地域において救命措置優先で確実に搬送を受入れる医療体制が構築されることが重要な課題であり、体制整備を求めていく必要がある。

(3) 消防機関として整備する資機材の種類の見直し

消防として整備する資機材の種類については、関係機関等を含めた原子力災害対策の見直しの進捗に合わせ、継続的に検討していく必要がある。その際には、放射線防護をより効果的に行うとともに、災害対応力の向上を図る観点から、放射線を可視化できる装置等の最新技術や、無人で放射線量や周辺状況を確認したり消火等を実施することができるロボット等の高度な資機材等についても情報を収集し、消防機関として共通的に必要な資機材・装備品、これらに加えて管内の施設や人口等の実情に応じ高度化が必要となるもの等について整理しておくことが必要である。

(4) 原子力施設等の安全規制等の理解の推進等

原子力施設、放射性同位元素等取扱施設、放射性物質の輸送等に係る事故における消防活動においては、原子力施設等の概要や安全規制をはじめとする制度の内容を理解しておくことが望ましい。安全規制や原子力災害対策制度等について、今般の一連の改正内容等を踏まえ、消防職員向けの教材「スタート！RI 119」（平成23年3月）を更新するとともに、消防機関において、本マニュアルとあわせて教育訓練を実施していく必要がある。